



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 17 日(火)
第 8 7 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の廃止の届出 (742) (福祉保健課) 2
	鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定の一部改正 (743) (医療政策課) 2
	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (744) (〃) 3
	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定の一部改正 (745) (〃) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (746) (企業支援課) 5
	保安林の指定の解除予定 (747) (森林づくり推進課) 5
	公共測量の実施 (748) (県土総務課) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (749) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (51) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (34) (教育総務課) 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、特定福祉用具販売事業、介護予防事業又は特定介護予防福祉用具販売事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	株式会社ウェルネス湖北 介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	福祉用具貸与	平成27年8月15日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	デイサービスおおたか	米子市尾高1812	通所介護	平成27年8月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	株式会社ウェルネス湖北 介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	介護予防福祉用具貸与	平成27年8月15日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	デイサービスおおたか	米子市尾高1812	介護予防通所介護	平成27年8月31日

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	株式会社ウェルネス湖北 介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	平成27年8月15日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	株式会社ウェルネス湖北 介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	平成27年8月15日

鳥取県告示第743号

平成25年鳥取県告示第297号（鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定について）の一部を次のように改正する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正 後	改正 前
------	------

<p>1～3 略</p> <p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1から3までに掲げるものを除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定病院等</th> <th rowspan="2">特定診療科</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>医療法人十字会野島病院</td> <td>倉吉市瀬崎町2714-1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>博愛病院</td> <td>米子市両三柳1880</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>高島病院</td> <td>米子市西町6</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	指定病院等		特定診療科	名称	所在地	略			医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃	博愛病院	米子市両三柳1880	〃	高島病院	米子市西町6	〃	<p>1～3 略</p> <p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1から3までに掲げるものを除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定病院等</th> <th rowspan="2">特定診療科</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>医療法人十字会野島病院</td> <td>倉吉市瀬崎町2714-1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>藤井政雄記念病院</td> <td>倉吉市山根43-1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>博愛病院</td> <td>米子市両三柳1880</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>高島病院</td> <td>米子市西町6</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新田外科胃腸科病院</td> <td>米子市中島二丁目1-46</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	指定病院等		特定診療科	名称	所在地	略			医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	〃	博愛病院	米子市両三柳1880	〃	高島病院	米子市西町6	〃	新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46	〃
指定病院等		特定診療科																																							
名称	所在地																																								
略																																									
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃																																							
博愛病院	米子市両三柳1880	〃																																							
高島病院	米子市西町6	〃																																							
指定病院等		特定診療科																																							
名称	所在地																																								
略																																									
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃																																							
藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	〃																																							
博愛病院	米子市両三柳1880	〃																																							
高島病院	米子市西町6	〃																																							
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46	〃																																							

附 則

- この告示は、平成27年11月17日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の平成25年鳥取県告示第297号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成25年鳥取県告示第297号は、引き続き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

鳥取県告示第744号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>1～3 略</p> <p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1及び2に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療法人十字会野島病院</td> <td>倉吉市瀬崎町2714-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	<p>1～3 略</p> <p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1及び2に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療法人十字会野島病院</td> <td>倉吉市瀬崎町2714-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1
名称	所在地												
略													
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1												
名称	所在地												
略													
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1												

		藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1
博愛病院	米子市両三柳1880	博愛病院	米子市両三柳1880
高島病院	米子市西町 6	高島病院	米子市西町 6
		新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1-46
5・6 略		5・6 略	

附 則

- この告示は、平成27年11月17日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の平成17年鳥取県告示第920号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成17年鳥取県告示第920号は、引き続き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

鳥取県告示第745号

平成22年鳥取県告示第42号（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定について）の一部を次のように改正する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																								
1～3 略	1～3 略																								
4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1、2及び3に掲げるものを除く。）	4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1、2及び3に掲げるものを除く。）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人十字会野島病院</td> <td>倉吉市瀬崎町2714-1</td> </tr> <tr> <td>博愛病院</td> <td>米子市両三柳1880</td> </tr> <tr> <td>高島病院</td> <td>米子市西町 6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	博愛病院	米子市両三柳1880	高島病院	米子市西町 6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人十字会野島病院</td> <td>倉吉市瀬崎町2714-1</td> </tr> <tr> <td>藤井政雄記念病院</td> <td>倉吉市山根43-1</td> </tr> <tr> <td>博愛病院</td> <td>米子市両三柳1880</td> </tr> <tr> <td>高島病院</td> <td>米子市西町 6</td> </tr> <tr> <td>新田外科胃腸科病院</td> <td>米子市中島二丁目 1-46</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	博愛病院	米子市両三柳1880	高島病院	米子市西町 6	新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1-46
名称	所在地																								
略																									
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1																								
博愛病院	米子市両三柳1880																								
高島病院	米子市西町 6																								
名称	所在地																								
略																									
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1																								
藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1																								
博愛病院	米子市両三柳1880																								
高島病院	米子市西町 6																								
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1-46																								
5・6 略	5・6 略																								

附 則

- この告示は、平成27年11月17日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の平成22年鳥取県告示第42号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成22年鳥取県告示第42号は、引き続き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

鳥取県告示第746号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か

ら同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ米子弓ヶ浜 米子市夜見町2937-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 東京都港区西新橋三丁目9-4
変更後 東京都千代田区丸の内一丁目3-2
- 4 変更年月日
平成27年10月1日
- 5 届出年月日
平成27年11月9日
- 6 縦覧に供する期間
平成27年11月17日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第747号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市大柁字村土居ノ一 578の3（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第748号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形図作成業務委託）
- 2 作業期間 平成27年11月11日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 境港市外江町、森岡町及び芝町

鳥取県告示第749号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社 S O L A	米子市新山 316	グループホーム S O L A	米子市皆生温泉一丁目 16-16	共同生活援助	平成27年11月 8 日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第51号**

平成27年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年11月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年11月26日（木）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 専決処分の承認について
 - (2) その他

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第34号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年11月17日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年11月20日（金）午前9時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年11月17日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 調達 件 名 及 び 数 量 一般撮影用 F P D 装置 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成27年10月13日

- | | | |
|---|----------------------|--|
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 富士フィルムメディカル株式会社中国地区営業本部
広島県広島市西区南観音六丁目12-27 |
| 5 | 落札金額 | 86,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成27年8月28日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |